

# 大阪市立野里小学校 PTA 規約（案）

平成 11 年 6 月 28 日 施行  
平成 16 年 4 月改正（第 13 条）  
平成 20 年 5 月改正（第 12 条）  
平成 25 年 5 月改正（第 9 条）  
平成 26 年 5 月改正（第 14 条）  
令和 6 年 3 月 22 日改正  
(第 3 条・第 12 条・第 14 条・第 16 条・第 23 条  
第 29 条・第 34 条・第 35 条・第 37 条・第 39 条  
第 40 条・第 41 条・第 42 条)

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は大阪市立野里小学校 P T A という。  
この会は事務局を大阪市立野里小学校に置く。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。  
第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。  
(1) 会員の成人教育並びに地域活動を盛んにする。  
(2) 家庭と学校および社会との緊密な連携によって児童の福祉を増進する。  
(3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

### 【改正 第 3 条 (4) の提案】

(4) 会員は教育活動に対するボランティア活動を積極的に行うものとする。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。  
(1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。  
(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。  
(3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。  
(4) 学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。  
(1) この学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。  
(2) 学校の教職員。  
(3) この会の主旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得た者。

第 6 条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

## 第 5 章 経 理

- 第7条 この会の経費は会費をもってする。
- 第8条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第9条 この会の会費は、1口、月額 300円とする。
- 第10条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。
- 第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第 6 章 役員とその選挙

- 第12条 この会の役員は、次のとおりとする。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 書記 若干名
  - (4) 会計 若干名
2. 役員は男女いずれか一方に偏してはならない。
3. 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

- 第13条 役員の任期は、1年とする。ただし同じ役員の職については1回に限り再選を妨げない。  
ただし、やむをえない場合は、2回目の再任も妨げない。
2. 役員は引き続いで他の役員に選任されることができる。

- 第14条 役員の選挙および就任は、次のとおり行われる。

- (1) 7名の委員からなる役員候補者指名委員会（以下、指名委員会という）を次の方法によってつくる。
  - ① 6年を除く各学年の学級委員の中から互選により1名の計5名を選出する。
  - ② 教職員の中から、2名の指名委員を選出する。

【改正 第14条 (1) ① ②の提案】

- ① 6年を除く総務委員の中から1名の指名委員長を選出する。
- ② 6年を除く総務委員の中から各学年1名の計5名を指名委員に選出する。
- ③ 教職員の中から1名の指名委員を選出する。

- (2) 指名委員は役員および会計監査委員長の候補者になることができない。
- (3) 指名委員会は各役員別に候補者をあげ、役員選挙の7日前までに全会員に知らせる。
- (4) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。
- (5) 候補者の指名は指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
- (6) 役員は年度初めの総会において承認を受ける。なお、対立候補のある場合は出席した会員の無記名投票により多数で選挙される。
- (7) 役員は5月1日より就任する。

## 第 7 章 役員の資格とその任務

第15条 会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。

第16条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し会務を総括する。
- (2) 他の役員、および校長の意見を聞いて常置委員会、~~会員活動委員会~~および特別委員会（指名委員会および監査委員会を除く）の委員長を委嘱する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会、~~会員活動委員会~~および特別委員会（指名委員会および監査委員会を除く）の副委員長・委員を委嘱する。
- (4) 総会および実行委員会を招集する。
- (5) 各委員会（指名委員会および監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる。
- (6) この会の資産を管理する。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第18条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録・通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第19条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会の決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第20条 会長に欠員を生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員を生じたときは実行委員の中から、実行委員会の議決を経て就任する。任期は前任者の残任期間とする。

## 第 8 章 会計監査委員会

第21条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

2. 会計監査委員会には、委員長の他2名の委員を置く。

第22条 会計監査委員長の選挙および就任は第14条に準じて行う。

2. 会計監査委員長は他の2名の委員を委嘱する。

第23条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し年1回以上全会員にその結果を報告する。

第24条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、1回に限り再任を妨げない。

第25条 会計監査委員長は必要に応じ役員会・実行委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第 9 章 総 会

第26条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第27条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第28条 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。

第29条 総会は年1回以上開催する。

第30条 この会の年間事業報告、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

## 第 10 章 実 行 委 員 会

第31条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長および校長・教頭等をもって構成される。

第32条 実行委員会の任務は次のとおりである。

2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する議案を調整する。
4. 必要あるときは、特別委員会を設ける。

第33条 実行委員会は、毎月1回定例会を開催することを原則とする。

2. 実行委員会の定足数は委員の3分の2とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

## 第 11 章 常置・会員活動部および特別活動部

第34条 この会の活動に必要な事項について調査研究・立案および実施をするために次の常置活動部・会員活動部を設け、必要な委員会を置く。

(1) 常置活動部

- ア 総務委員会
  - イ 広報委員会
  - ウ 成人教育委員会
  - エ 人権啓発活動委員会
  - オ 青少年活動委員会
  - カ 保健・給食委員会
  - キ 体育・厚生委員会
- 人権委員会

(2) 会員活動部

- ア 学級委員会
  - イ 地域委員会
- 学級地域委員会

【改正 第34条の提案】

常置活動部

- ・ 総務委員会
- ・ 広報委員会
- ・ 人権委員会
- ・ 青少年活動委員会
- ・ 保健体育委員会
- ・ 学級地域委員会

第35条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別活動部を設け、必要な委員会を置くことができる。

【改正 第35条(1)の提案】

- (1) 卒業対策委員会を特別活動部として設置する。

第36条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

第37条 各委員は、各学級ごと(地域委員については各地域ごと)に推薦された会員から選出する。

第38条 各委員長および委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第39条 常置活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ① この会の目的達成に必要な活動の年間計画をたてる。
- ② 年間計画に基づく事業・活動に必要な収支予算の調整を行う。
- ③ 各委員会の事業活動の調整を行う。
- ④ 他の委員会に属さない事業・活動を実施する。

(2) 広報委員会

- ① 会員に対して情報を伝達する。
- ② 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようつとめる。
- ③ 機関紙を発行する。

- 〔3〕 成人教育委員会  
ア 会員の教養と知識技能を高めるため、学習活動を推進する。  
イ 地域における社会教育の推進に協力する。
- 〔4〕 人権啓発活動委員会  
ア 同和問題をはじめとする人権問題についての意識を高めるため、学習活動を推進する。  
イ 地域における人権啓発活動の推進に協力する。

【改正 第39条(3)(4)】

- (3) 人権委員会  
① 人権問題についての意識を高めるため、学習活動を推進する。  
② 地域における人権啓発活動の推進に協力する。

- 〔4〕 青少年活動委員会  
① 児童の健全な活動や遊び場の確保につとめる。  
② 児童のスポーツ・レクリエーション活動を活発にする。  
③ 学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。

- (6) 保健・給食委員会  
ア 学校給食が十分な効果をあげるようにつとめる。  
イ 児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるようつとめる。  
ウ 特別支援教育の推進につとめる。

- (7) 体育・厚生委員会  
ア 会員の健康増進と体力の向上をはかる。  
イ 会員のスポーツ・レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活性化をはかる。

【改正 第39条(6)(7)】

- (5) 保健体育委員会  
① 児童および会員の健康増進をはかり、体力向上や保健衛生に対する理解を深めるようつとめる。  
② 会員のスポーツ・レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活性化をはかる。

第40条 会員活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

- (1) 学級委員会  
ア 保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆるPTA活動の基盤となるようつとめる。  
イ 保護者と教職員あるいは保護者相互の親睦と連携をはかるために学級集会・学年集会を開催する。  
ウ 教育環境がより好ましくなるようつとめる。
- (2) 地域委員会  
ア 地域における児童の交通安全、環境浄化、非行化防止につとめ、会員の意識を高める。  
イ 地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるようつとめる。  
ウ 地域の他のPTAとの連絡・協調をはかる。  
エ 地域の諸団体・機関との連携をはかる。  
オ 地域社会の環境をよくするようつとめる。

【改正 第40条(1)(2)】

第39条 (6) 学級地域委員会

- ① 保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆるPTA活動の基盤となるようつとめる。
- ② 教育環境および地域社会の環境がより好ましくなるようつとめる。
- ③ 地域における児童の交通安全、非行化防止につとめ、会員の意識を高める。
- ④ 地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるようつとめる。
- ⑤ 地域の他のPTAとの連絡・協調をはかる。
- ⑥ 地域の諸団体・機関との連携をはかる。

第40条 校長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第41条 各委員会は、その事業の計画、実施にあたって実行委員会にはからなければならない。

第 12 章 改 正

第42条 この規約は、総会において会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

ただし改正案は、総会の少なくとも7日前に、その内容を全会員に知らせておかなければならない。

附 則

この規約は、令和6年3月22日より施行する。